

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和7年9月8日

○出席委員

委員長	濱口正久	副委員長	山本欽久
委員	倉田正義	委員	五十嵐ちひろ
委員	世古雅人	委員	瀬崎伸一
委員	南川則之	委員	木下順一
委員	坂倉広子	委員	尾崎幹
委員	世古安秀		

議長 河村孝

○欠席委員（1名）

委員 戸上健

○付託議案

- 請願第2号 鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願書
- 議案第28号 鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第29号 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第30号 鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 議案第31号 鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第32号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第33号 鳥羽市給水条例の一部改正について
- 議案第34号 鳥羽市公共下水道条例の一部改正について

○出席説明者

- ・勢力総務課長、宮本補佐
- ・北村税務課長、木田補佐、永野補佐
- ・奥村健康福祉課長、田畠補佐、細木係長、杉田主査
- ・寺本水道課長、河原補佐、勢力補佐、吉崎係長、奥村係長

○出席参考人

- ・出口参考人

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係
書記 岡村なぎさ

(午前10時08分 再開)

○濱口正久委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

戸上健委員より欠席の連絡がありましたので、ご承知おきください。

当委員会に付託されました案件は、議案第28号、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから請願第2号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願書までの議案7件と請願1件あります。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

なお、議事の都合上請願第2号の審査から先に行います。

この際、参考人の出席要求についてお諮りいたします。

当委員会に付託されました請願第2号の1件について、本日請願者である三重県教職員組合南勢志摩支部支部長黒坂泰之氏の代理人である同副支部長の出口晴之氏を参考人として出席を求め、意見を聞きたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。決定いたしました。

それでは、そのように手続を進め、出席していただきますので、しばらくお待ちください。

(参考人入室)

○濱口正久委員長 本日は参考人として請願者である三重県教職員組合南勢志摩支部支部長黒坂泰之氏の代理人である同副支部長の出口晴之氏の出席を得ております。

これより審査の方法を申し上げます。

まず、参考人より補足がありましたら述べていただき、委員よりご質疑がある場合は参考人よりお答えいただくようお願いいたします。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て、挙手の上発言し、また、委員に対しては質疑をすることができないことになっていますので、ご了承願います。

請願第2号の内容については、既に本会議で紹介議員から朗読していただいていますので、朗読は省略いたします。

それでは、出口参考人、請願第2号の内容についてせっかくの機会でございますので、補足等々ございましたら発言を願います。

出口参考人。

○出口参考人 皆さん、おはようございます。

三重県教職員組合南勢志摩支部副支部長の出口晴之です。現在は鳥羽市立加茂小学校で4年生を担任しております。

本日は行政常任委員会の貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

市議会議員の皆様におかれましては、日頃から教育活動にご理解いただき、誠にありがとうございます。

特に昨年度の給食費の無償化につきましては、この物価高騰の中、保護者にとってはとてもありがたい政策で、保護者の皆さんも大変喜んでおります。また、数年前、まだ、教室に空調設備が設置が一般的でなかつた頃から、鳥羽市は市町の、ほかの市町に先駆けて全教室空調設備を設置していただきました。子供たちも快適な教室で学習することができております。ありがとうございます。

では、ちょっと失礼。座って失礼します。

議会請願につきましては、毎年市議会議員の皆様にご理解いただきまして、国への意見書として出していただいております。本当にありがとうございます。

私どもは県の議会請願を基に子供の貧困対策の推進、教育、学級編成の基準の引下げ、それから、教育の、教職員の基礎定数、また、加配定数の改善、防災対策、義務教育費国庫負担金制度のこの充実の四つの柱で請願書を毎年出させていただいております。そのため、この請願ではなかなか見えてこない鳥羽市の実態を資料を基にお話しさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

資料のほうはよろしいですか。

それでは、1番としまして子供の貧困対策の推進と就学奨学支援に関わる制度の拡充ということで、中にも書かせてもらっていますが、国民基礎基本調査によると、やはり、子供の貧困率は11.5%、9人に1人が貧困であるということは言われております。またはひとり親の、ひとり親家庭の約半数が、やはり、貧困状態にあるというふうなことが言われております。

その中で、その貧困率とリンクするかどうかは分かりませんが、鳥羽市の就学援助も小学校が17.9%、5.5人に1人、それから、中学校であれば20.8%、5人に1人が就学援助をいただいているということになります。

冒頭にもお話をさせてもらいましたが、給食費の無償化というのは大変助かっておりますし、この物価高騰による家計の負担が大きくなっている中、大変助かっております。ですが、やはり、本当に物価高騰は倍近くにもなっている中ですね、ここで今までいただいていた奨学援助費をさらに引き上げていただくことで、家計も助かるのではないかなどと思いますので、よろしくお願ひいたします。

経済格差が学力差、それから、教育差にならないようによろしくお願ひいたします。

私らとしましても、教育委員会との教育予算交渉につきましても、この辺りは訴えていきたいとは思っております。

2番の教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定実施と教育予算の拡充につきましては、今年度から35人学級、小学校の全学級35人となりました。この鳥羽市に関しては35人学級というのはなかなかないところです。あったとしても安楽島小ぐらいのことだと思います。それよりも鳥羽市としましては、やはり、複式学級がたくさんございます。複式学級になる基準としましては、二つ以上の学年の児童を合わせて16人以下のときに編成されます。その16人以下というのは、16人というのはなかなかこの複式で多いと思います。私も以前、菅島で16人でやったことがあるのですけれども、複式で16人、結構大変な数です。それを少しでも改善していただけることも考えていただくとありがたいと思っております。

複式学級のある学校ですね、常にいる教員です、ここにある鳥羽市小学校6人、神島小学校3人、菅島小5人、弘道小6人ということで、これに校長、教頭、それから、事務職員、養護教諭が含まれるのでそれ

も、この中で学校を運営するということになります。やはり、それぞれ単級のクラスですね、加茂小、それから、安楽島小、鳥羽小に関しては、やはり、この常勤の先生は10人以上在籍しております。そうすると、教員が少ないということは1人に関わる校務文書が非常に多いです。校務文書が多いということは、それに関わるいろんな出張も多くなります。また、校外学習に行った場合、引率者が1人、または管理職と2人で行かなければいけないこともありますし、なかなかその先生が少ないということは大変であるということに思います。

それから今、出張の多いということをお話させてもらいましたが、大体出張はお昼からが多いのですけれども、その時に出張に出る、やはり、船の離島に関しては船が、やはり、ネックとなっております。答志島は12時、神島は11時35分、菅島は12時10分と、この船を乗らなければ、昼からの出張には行けません。そうなってくると、4限目の授業の途中に授業を、課題を与えたりとか、ほかの先生に見てもらいながら、途中から学校を出るという形になりまして、子供たちの負担も増えているのではないかというふうには思います。

また、欠員に関しては、鳥羽市の教職員、4月始まった現在、始まった時には教職員の未配置はゼロ校でした。しかし、心の病気とか、それから、体の病気で欠員が出ると、代替教員を見つけるのは大変困難です。なぜかと言いますと、若い講師の登録がありません。また、その講師登録がないということは、すぐに代わりの先生を入れることはできないということになります。そうなった場合、退職した先生方を教員の代わりにというような場合もあるのですが、それもなかなか受け付けていただけないのが現状です。そうすると、もし、そういうふうに欠員が出て、先生が、教員が来ていただかないとなると、管理職や教職員が授業を分担するということで、また、教職員もやはり、疲弊していくと。負のスパイラルがここで起こってしまうということになります。

鳥羽市の現状としましては、今、休職が1人、病休が1人、育休が6人です。こういう方の、今は欠員はありませんが、みんな、教職員が健康で働ければ、それは問題ないのですけれども、今後、やはり、2学期、3学期といふほどそういう欠員が出る確率が高くなっています。そうなったときに、やはり、未配置ということになりかねませんので、そういう状況があるということでご承知おきください。

また、教育予算に関してですけれども、裏面でございます。やはり、物価高騰による家計への影響は大きいです。ドリルやテストなどの教材費、やはり、1冊当たり10円、数十円値上げがしております。また、修学旅行代も、これは私ども加茂小学校ですが、行く場所、日程は同じなんですけれども、バス代は1台当たり5万円ほど上がっておりました。これを人数割するわけですけれども、また、宿泊代も550円値上げしております。また、新入生の学用品、これも画板とか、クレパスとかピアニカとかそういうのですけれども、1,200円ほど値上げをしております。やはり、家計への影響も非常に大きいなというふうには思っております。

3番です。防災対策の拡充です。最近このWBGTという暑さ指数というのがよく言われております。外にそういう機械をつってあります。その31、指数31を超えると外での活動が禁止となります。体育の授業はもちろんです。これは、体育館も一緒です。また、休み時間、子供たちが外で遊ぶのも禁止となります。そして、今年度は水泳は中央公園プールのほうでさせてもらったのですけれども、その前です、一昨年度は加茂小でプールをやっておったのですけれども、WBGTが31を超えると、もう、途中でもう、水泳をやめて、

半分くらいの時間で授業が終えてということもあります。それから、7月30日のカムチャッカ半島地震の影響、これは私も学校にいたのですけれども、鳥羽市としましては突然の定期船の欠航で、離島の勤務している教職員はその日は帰らず、帰れなくて次の日になったということをお聞きしています。また、避難所開設については、体育館ということになって、体育館に空調のついているところはほぼありません。そこで、やはり、暑い中ということは課題になったと思います。それから、子供の引渡しなんですけれども、夏休み中でしたので、ほぼ子供はいなかつたのですけれども、私、加茂小としましては補習授業で数人の子供が学校に来ておりました。数人の子供でも、やはり、その対応というのはなかなか、引渡しとかで対応は大変やったなというふうに思います。そういう中、もし、この南海トラフ地震が起きた場合、やはり、私たちとしましても、素早い避難行動としまして、やはり、年に数回避難訓練をしております。また、防災教育としまして防災ノートというのを活用しながら、もし、その、どこで起きた場合、どこどこで起きた場合どういう対応をするかということも勉強しながら防災対策はしております。また、スムーズな子供の引渡しということで、引渡しカードを作りまして、来られた親の確認をするためにもそういうカードを作ってスムーズに引渡しできるような、そういう訓練もしております。

ただ、課題となってきたのは、やはり、体育館の安全性です。バスケットゴールが上につり下げてあるのですけれども、大丈夫かとは思いますけれども、そういうのが落ちてきたり、また、天井の素材、また、照明が落下するという場合もあると、なかなか体育館での避難ができなくなります。そういうことも非常に大変だなというふうには思っております。空調設備も当然課題の一つではあります。また、子供と住民、地域住民の避難所ということで、子供は教室におったとしても体育館、そのまた空調等非常に暑い時期には大変、または寒い時期にはまた、寒いという辺りで困難になるのではないかというふうには思っております。

今年度から体育館の空調設備工事につきまして、鳥羽小、弘道小、加茂小は入れるということを聞いております。ありがとうございます。できる限り早く全校になるようにお願いしたいと思います。また、体育館にWi-Fi設置ということで、これも早急に進めてもらっております。体育館では体育とか、それから、集会活動、子供たちはタブレットを1台持っております、それで体育のときには自分で動画を撮って、友だちに動画を撮ってもらって、そういう自分のマット運動の様子を撮ったり、また、集会活動でプレゼンテーションするときにというところWi-Fiが非常に助かります。また、避難所になった場合、スマホから情報収集のためには、やはり、Wi-Fi設置というのが大変重要になってくると思っております。それで、Wi-Fiにつけていただくのはとても助かっております。

4番、義務教育費国庫負担金制度の充実ということで、今、3分の1が国負担ということになっております。以前は2分の1の負担であったのが3分の1の負担となった、国が半分出していただいたのが、今、3分の1ということです。そうすることによって、やはり、県の予算、市の予算がそこでいろいろ食われてしまうと。やはり、今までどおり半分国が出していくだければ、市の予算、県の予算もいろんなところに使えるということになりますので、この辺りもしっかりと訴えていただくとありがたいと思います。

私からは以上になります。よろしくお願ひいたします。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。丁寧な説明補足ありがとうございました。

これより質疑に入ります。請願第2号についてご質疑はございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 本日はお忙しいところ参考人として来ていただきましてありがとうございます。

この長きにわたって鳥羽の子供たちの豊かな学びの保障と充実を求める請願書というのはもう、ずっといただいております。その中で、教育に関するここというのは職員の方は県の職員さんでございますし、予算というのが鳥羽市に対する予算というのは全部区分されているところでご承知のとおりだと思うんですけれども、この2番目の教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教員の定数改善計画の策定実施と教育予算の拡充ということで説明いただきました。

その中でちょっとお伺いしたいということは、複式学級のことでございますが、16人以下というところになってくると非常に大変であるという。そして、現実には人口減少しておりますし、子供の数もずいぶん減っていると思うのですけれども、その児童生徒が16人であればということですが、では、何人でしたらもう、全体的にその子供たちを、本当でしたら1対1で子供を見られることが現実になる方向だと思うんですけれども、ここでせっかく来ていただいたので、何人でしたら目が行き届くというか、いいのかなというのをお伺いしたいと思います。

○濱口正久委員長 出口参考人。

○出口参考人 ありがとうございます。

実際私も菅島で複式学級をやっておりまして、そうですね、人数が多ければそれだけ学校は運営をやりやすいのですけれども、複式学級というところで思うと、やはり、四、五人ぐらいがやはり、やりやすいところかなと。私のこの経験上、四、五人がやはり、教えるには。

複式学級というのは一緒に教えられないんです。例えば、3年生、4年生であれば、3年生の勉強をしながら、片方では4年生の勉強をしていると。そうすると、その1時間の中で自分が関わるのが、いわゆる半分ですよね。3年生で勉強しておったら4年生は課題を与えて、私のいないところでやっていると。そうなってくると、普通の単学級であれば45分の中、20分ぐらいの、しか一緒に勉強することができないということで、子供らもだんだん慣れてくるんですけども、自分たちで課題を見つけて勉強していくというふうなことをやっているのですけれども、やはり、そうなってくると本当、実際1人学級もありました。それも桃取であったんですけども、これ、1人学級というのはなかなか難しくて、みんなの意見が欲しいときに意見が出せないんです。この子はどんな意見なのかなというときに1人しかいないと、それは意見として出せることはできないと。やはり、数人ないと、僕はこう思うよとか、私はこういうふうに思うよという意見交流ができるので、そうなってくると、やはり、四、五人はいたほうが勉強的にも進むのかなというふうには思います。よろしいでしょうか。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 現状を教えていただきました。ありがとうございます。

その中で、鳥羽市全体としては35人学級、国のはうとしては30人学級にしていきなさいよというところもあるうかと思うのですけれども、そこでの政策面というものの、職員さんの配置の部分になると思うんですけれども、大体この35人学級というのは鳥羽市全体で何クラスってあるんでしょうか。

○濱口正久委員長 出口参考人。

○出口参考人 その35人学級というのは、今、ちょっと確かなことは分かりませんが、今、2クラスというの
は安楽島小学校ですかね、そこであるぐらいだと思い、それが35人かちょっと、どういうあれか分かりませ
ん。ごめんなさい、ちょっと。それぐらいしか鳥羽ではないです。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

本当に、なんて言うんですか、お話しいただいてクラスの多いところと少ないところというのが、非常に差
があるというのは現状伺わせていただくことができました。やはり、子供たちのことですので、精いっぱいや
っていただいているということを理解させていただいておりますので、また、県の部分と市の部分というのは、
今回こういう、なんと言うんですか、整理をさせていただいて、鳥羽市の現状というのを伺わさせていただき
たいと思います。

それと、すみません、委員長。3番目の防災対策の拡充について、よろしいでしょうか。

○濱口正久委員長 どうぞ。

○坂倉広子委員 今回、加茂小学校のプールがもう、利用されないということで、そういう暑さ対策もあって中
央公園への子供さんたちが行っていたいいるということなんですけれども、これはスクールバスで行って
いただいているのでしょうか。すみません、細かいことで大変申し訳ないのですけれども。

○濱口正久委員長 出口参考人。

○出口参考人 そうでございます。スクールバスで行き帰り行っております。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 実は、中央公園のプールも、私も市民の方から非常に不具合の部分があるというか、もう、老
朽化していますし、もう、本当に歩くのも足が痛くて、そういうふうなところもありますので、ここはまた、
プールの加茂小学校のプールはまだ、新しいですし、というところで、すごく利活用ができないのかな、市と
してという部分があります。ちょっと私は疑問点がありましたので、今回ちょっと聞かせていただきました。
答弁はよろしいですので、ここは課題としてこういうことがあるということを確認させていただきました。
委員長、以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 ありがとうございます。少しお聞かせください。

私も実は、自分の子供が小学生がおりまして、ICT教育を進めよう、GIGAスクール構想やというので、
タブレットをみんな持って帰ってきておるんですけども、各家庭もその辺でちょっと負担が増えたかなとい
うところもある中で、今年度また、新しい機種に多分更新になるかなというので、その更新費用に関しては国
も出そうかと言ってくれていると思うんですけども、我々は立場としては市議会議員、鳥羽市の議員でござ
いまして、鳥羽市の負担というところも負わせていただいているところで、結構このタブレットを持ったこと
で、鳥羽市としては負担がすごく増えていて、年々上がっている状況下にあるというのは結構負担感とい
うのは大きいなというのが感じるところなんです。せっかく国への請願を出していただく中で、恐らく今回こ
の請願書をつくられるときの主題、種目としては子供の貧困対策をしてくださいであったりとか、教職員の配

置を充実させてくださいとかといったことを検討されているのかなとは思うのですけれども、ＩＣＴのことも触れていただいている中で、そういったことも検討された上でこの表記になっているのか、その辺ちょっと教えていただけないですかね。

○濱口正久委員長　出口参考人。

○出口参考人　ありがとうございます。

ＩＣＴに関しては、やはり、文科省のそういうGIGAスクールということで、私たちもなかなか、日々検討して、戦いながらやっております。やはり、子供たちにとって今、ＩＣＴはなくてはならないものかなというふうに思いますので、これはやはり、充実はさせていただきたいと思うところから、やはり、挙げさせていただいております。

○濱口正久委員長　瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員　ありがとうございます。

我々議会議員としては、私個人かも分からぬのですけれども、やはり、この大原則が国は3分の1、義務教育費の国庫負担を出しているという制度で、小中学校の設置については市長が担いなさいというのが大原則だということはよく分かっておるのですけれども、やはり、あまり負担が大きくなっていくのは、逆に宝の持ち腐れにつながるかなというところを検討するべきやと私は考えていますもので、ぜひ、請願の中にそういうことも、せっかく国の制度として国のこととしてタブレットを全小中学生に持たせようとしたという中であるのであれば、それを維持していく費用というのも、やはり、国が持つべきだという考えに私は立っていますもので、そういったこともぜひ、次、検討になるのか、今回検討になるのかは分からぬのですけれども、ぜひ、そういったことも盛り込んでいただけるような請願にしていただけると、我々としても同じ歩調で行けるなど感じているところでございます。すみません、最後は意見でございます。よろしくお願ひいたします。

○濱口正久委員長　ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎　幹委員　これ、豊かな学び、もしくは、この、なんと言うんですか、全国水準、それと、一番はやはり、変化ですよね。機会均等で物事を進めて、これ、もう、何十年もやっているわけですね。けれども、これがやはり、地方の格差が出てくると同時に全国水準の基準をやはり、見直していないんじゃないかなと。それでなくとも消滅可能性都市という、やはり、格差がもう、出ているもので国はそういう指定をしてきとの、教育に関しては一切指定してへんというのは、やはり、三重県の現状をやはり、国、もしくは鳥羽市の現状を把握されてへんのがもう、続いておると思うんです。これをやはり、大きな声で、やはり、出していくことが、去年と今年の、やはり、基準でいけば、鳥羽市は格差が広がったわけですね。けれども、文言にしろ何にしろ同じで行かないかんというのは、これは、やはり、三重県教育委員会の何か方針なんですか。

○濱口正久委員長　出口参考人。

○出口参考人　教育委員会ということはないと思うんですけども、これを出しているのが六者懇という教育団体です。三重県教育委員会の懇談会です。そこが出ておりますので、そうですね、やはり、鳥羽市だけではなくて、やはり、三重県全体となると、こういう文言にはなっていくのかなというふうには思うんですけども。

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 そこをしっかりと私は、やはり、格差が広がって、子供のやはり、教育に将来的ですよ、同じ義務教育の中で格差が広がっているということは、やはり、子供たちの将来の格差を、が行われているということになると思うので、それを私らもやはり、強くここら辺に書くべきではないか。また、違う方法で請願を出すべきなんじやないかなというのは、これを見ておったら思うんですけれども、もうちょっと、もう一つ踏み込んだ、やはり、請願じゃなしにやっていかな、なんと言いますか、へき地におられる子供たちの格差が広がっておるのに改善はほとんどされていない。もう、この今の学校の実態いうんで見ておるんですけども、2番の教職員の実態なんて言うたら、もう、無茶苦茶ですよね。昔から見たら。やはり、子供が減ると同様に先生が減るという、やはり、その水準、基準いうものを見直してもらわな、いつまでたっても子供が減ったら先生が減っていくと。そういう流れしていくと、やはり、子供たちが同じ三重県で鳥羽で教育を受けるのがいいのか、四日市で受けるのがいいのかというのは、必然と分かってくるわけですね。

それが、本来鳥羽市でももう、行われてまして、教育をすごく家庭で重いものと捉えとる人らは、やはり、出ていくわけです。それで、そこを私らももう一遍しっかりと考え方で直さないかん部分と、鳥羽市の、やはり、方向性を、やはり、しっかりとすることによって教職員の数はやはり、絶対必要なんだ、特に離島は必要なんだとか、やはり、先生らの待遇も改善せないかんというのがもう、ずっと一緒なんですね。そこをやはり、変えていかな、やはり、文科省に対して強い要望を出すという、もうちょっと踏み込んだ何かないんかなというのがいつも思うところであって、ただ、僕らが請願出すわけなんですけれども、やはり、その請願が誰に対してしっかりとしたものになるかというのを、もう一度やはり、見直さないかんですね。このままやと、同じ、変わりなし、やはり、全国平均とか水準で物事を図ってきますので、そうなると離島の先生らはもう、かなり温度差が出ててしまうのではないかなど。

これはどうやつたらいいんですか。先生ら、もっと、もうちょっと強い要望を出すべきではないかなと思っていますんやわ。その2分の1から3分の1になった、この時点でもう、本来はいかんですよね。政府の考え方としては、子供は宝や言うとるんやで。将来を担う言いながら、やはり、それができるのは地方自治体の責任やという部分がすごく強くなっていますから、だから、これ、3分の1になってきたわけですね。だから、そこをやはり、ちゃんと見直すような、もう一度請願の内容、今回はこれで出しておいて、1年に一遍じゃなし、毎月出せばいいわけなんです。請願というのは。それで、そこをやはり、もう一つやっていかな、鳥羽で義務教育を受ける子供たちの格差が広がつとるという裏づけですから。これはやはり、しっかりと見直しをできたら、先生がもっと思いをぶつけるべきではないかなと思っていますので、またそこら辺、今後のためにも教えていただいて、共に変えていかな、鳥羽市を担う子供たちの基本が、やはり、変わってしまいますから。そこら辺強く、もうちょっと強く言うてください。お願ひします。要望です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

世古安秀委員。

○世古安秀委員 3番の防災対策の拡充の③のところ、体育館の空調設備は今年度は予算で鳥羽小学校、弘道小学校、加茂小学校予算化され、順次ほかのところも増えていくかなと思うんですけども、Wi-Fiの設備は、やはり、ぜひ、進めていただきたいなと思うんですけども、どうせやるなら空調設備と同時にWi-Fi

i も設置して、実際には体育の授業で使ったり、体育館で集会したりするときにも使ったりということで、そういう、その現状をどういうふうな観点で子供たちの使いたいかというふうなところもちょっと説明願えたらなと思います。

○濱口正久委員長 出口参考人。

○出口参考人 Wi-Fi については、私たちもぜひ、つけてくださいと教育委員会にもお願いしております、近年、今年中にはつくのかなと思うんですけれども、利用方法としましては、今言わせてもらったように非常に体育で活用しております。やはり、跳び箱とか、それから、マット運動とかこういうのは、自分の姿を見ることができないですよね。そういうのを友だちがこのタブレットを持って、ロイドノートというのを使っていっているのですけれども、そのロイドノートを使うにはこれ、Wi-Fi が必要なんです。そのWi-Fi を使ってこのロイドノートを使うと、そこでその動画をそこに入れることによって、後から自分の動きを見ると。しかも、それをスローで見られるとか、そういうことで非常にこれは、私も体育で使っているのですけれども、子供たちには自分が説明する中で効果的であるかなというふうには思います。また、集会活動でも子供たち、集会、委員会活動でプレゼンテーションで使うんですけども、それはやはり、ロイドノートとかを使っておりますので、そうなったときにはWi-Fi は必要かなというふうには思っております。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

世古安秀委員。

○世古安秀委員 分かりました。今後ともまた、教育委員会に対してそういうWi-Fi の設置もちょっと強く働きかけていきたいなと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかに請願、請願ですので、請願の国に対するそういうふうな必要ということで、補助率を上げてほしいという請願の内容で。

ほかにございませんか。

ないようですので、以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、出口参考人に対し委員会を代表して一言お札を申し上げます。

本日はお忙しい中、当委員会のためにご出席いただき、貴重なご意見を述べていただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げます。

当委員会といたしましては、いただいたご意見を委員会審査に生かしてまいりたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時54分 再開)

○濱口正久委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案の審査に入ります。

委員の皆様に申し上げます。本日議案が複数ある課については一括して説明を受け、その後議案ごとに質疑を行いますのでご承知おきください。

それでは、議案第28号、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第29号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について担当課の説明を求めます。

総務課長。

○勢力総務課長 皆さん、おはようございます。総務課、勢力です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第28号、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

議案書のほうは10ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正を行いたく本提案とするものでございます。

新旧対照表のほうは1ページから3ページにかけてですが、説明のほうは提出させていただいております資料の1のほうでまず、説明させていただきます。よろしいでしょうか。

今回の一部改正では、条項の整理を行った上で3項からなる第17条の2を追加するものでございます。資料の2のほうでございますが、一部改正の主なものについて職員が本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出した場合、こちらは先ほど追加する第17条の2の第1項に該当する部分で、出生時両立支援に係るところになります。また、子が3歳に達する前のところについては、同条第2項に規定している育児期両立支援制度に伴うもので、こちらに関する情報提供、意向確認等に係る規定を整備するものでございます。子が3歳に達する前とは、対象となる職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間ということ、ところで、条例第17条の2、第2項において規則で規定するものと定められており、こちらのほうは職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則でこの10月1日で改正をするというふうになっておりますので、よろしくお願ひします。

職員への情報提供等のイメージはこの図示させていただいているとおりで、妊娠、出産等が分かったところについて申し出た職員と、その後3歳までに、3歳に満たない子を養育する職員というところで先ほど申し上げました出生時と育児期に合わせた両立支援制度等に関する情報提供、意向確認等を行います。こちらについては面談、書面、交付などにより実施することを想定しております。

想定される制度ですが、配偶者出産休暇、育児短時間勤務制度、部分休業制度、子の看護休暇などが想定される制度と見込んでおります。これらの整備により、職員が安心して仕事と育児を両立できる環境を整備していくものでございます。

議案書のほうにありますが、執行期日については令和7年10月1日から。また、経過措置といたしまして、議案、ごめんなさい、条例第17条の2の第2項に規定する育児期両立支援制度については経過措置を設けておりますのでご承知おきください。

以上が第28号で、続きまして、議案第29号についてですが、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書は4ページをご覧ください。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い部分休業制度の拡充を図るため所要の改正を行いたく、本提案とするものでございます。

こちらも新旧対照表は4ページから7ページですが、こちらも提出させていただいております資料2のほうをご覧ください。

今回の一改正では、第21条以降で字句の整理を行うほか、新たに4条を追加し、部分休業の取得パターンの多様化に係る規定の整備を行うものでございます。

資料のほうをご覧ください。こちらも二つ目のところで主なものの改正ですが、①で部分休業制度の拡充というところです。今まで部分休業とされていたものが、第1号部分休業と、また、第2号部分休業として創設され、後で以下の図で説明をさせていただきます。

二つ目ですが、部分休業の取得時間帯を勤務時間の始めまたは終わりというふうに現在決められておりが、こちらに係る扱いも廃止という形でなります。

三つ目の部分休業の対象となる会計年度任用職員についてですが、現在3歳に達するまでの子となっておりますが、こちらも正規職員と同等の小学校就学の始期に達するまでの子に拡大されることになります。こちらについては、上位法の地方公務員の育児休業等に関する法律で改正されており、本市の中で条例規則等の改正は行なことはございません。その下の表なんですが、現行と書いてある部分、ちょっと線を2時間左に寄っていますが、1日につき2時間の範囲で勤務しないことは、先ほど2で説明させていただいたとおり始めか終わりで合わせて2時間という形になっております。これは職員の形態に合わせて選ぶことができております。こちらについて廃止となりましたので、改正後ですが、同じ2時間以内の範囲内ですが、真ん中でも前でも後ろでもどこでもよくなるという形の改正となり、こちらが第1号部分休業という言い方となっております。

②の2時間以上という形が今回新たに創設される第2号部分休業という形になります。こちらは第22条の2と第22条の4で整理されております。1年につき10日相当の範囲内で勤務するということになっておりまして、22条の4の中で、1号では非常勤職員以外の、これは正規職員になりますが、ちょうど10日になると77時間30分ということになります。2番の非常勤職員については、1日当たり10日、10というものは10日という形です。これは7時間30分の勤務であったり6時間の勤務であったり、その掛ける10という形になりますので、10を乗じて得た額という、得た時間というふうに定めております。

職員はこの1、2のいずれかを選択して取得を可能となりますので、職員の育児に係る体系が生活の差異に合わせて柔軟な働き方が実現できる仕組みとなっております。また、左側の特記事項1を見ていただきますと、①では第1号部分ですが30分単位、②第2号部分休業では1時間単位で10日を超えない範囲とさせていただいております。特記2項では、特別の事情がある場合はパターンの変更が可能ということで、1を選んでいたのを途中から2、2を1という形で変更可能となっています。こちらは第22条の5で定めていますが、配偶者の入院や別居など、その他申出時に予測できなかつた事実により、著しい事情が生じると認められた場合にのみ変更が可能となっております。こちらについては、議案書の6ページにあります執行期日について令和7年10月1日。経過措置としまして、ちょうど半年になりますので、先ほど10日と申し上げましたがその半分、今年度に関しては5日が対象となる経過措置を設けさせていただいております。

以上、説明とさせていただきます。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第28号についてご質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、大丈夫ですか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。ご説明いただきました。

まずは、仕事と家庭の両立、子育ての両立という面でご説明があったかと思います。そして、新しく10月1日から民間等も併せてそういうふうな方向性になっていくというふうに捉えております。その中で、やはり、この公務員、市役所全体のこの仕事、若い子育てしている3歳の子に満たない子を養育する職員、妊娠、出産ということですので、ちょっと確認させていただきます。

今、私もダブル介護というのか、孫育てになりますが、親を見なくてはいけない、高齢化になってきている、そういう環境の中で職員さんの働き方を今回、働きやすい環境にしていただくというのがこの市役所の考えだと思うのですけれども、出生届を出しますよね、例えば、家庭内で奥さんの具合が悪くなったとか、男性の方が仕事を休むこと、取りやすくなつたというふうに考えるわけなんですけれども、この3歳までというところを想定される制度、時間外勤務の制度、配偶者出産休暇、育児短時間勤務制度、そして、部分休業制度と子の看護休暇などということ、詳しく書いていただいているのですけれども、この各課でどういうふうな申請といふのをされるのでしょうか。総務課長に全部、そういう職員さんがいらっしゃったら、そういう窓口というのを、例えば、相談窓口として設けられるのかどうかというのをちょっと伺いたいと思います。

○濱口正久委員長 総務課宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 おはようございます。総務課モチベーション係の宮本と申します。よろしくお願ひいたします。

先ほど坂倉委員のほうからご質問いただきましたけれども、総務課のモチベーション係のほうで皆さんからの相談のほうを受け付けたいと思っておりますので、また何かあれば、総務課のモチベーション係にご相談いただくような形になります。

以上です。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。総務課のモチベーション係で相談窓口となって、その職員さんのこの仕事との両立を考える窓口ということになるということですね。

そうしたら、窓口だけは整いました。では、そこから執行される、要は働きやすい環境の整備というのをされていくというのは、どういうふうに、各課にお任せするのでしょうか。お聞かせください。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 今現在でも出産、育児に関する各種の休暇制度の一覧をグループウェアのほうで挙げさせていただいておりますので、それは職員の皆さんを見ていただく、見ていただける形にはしております。また、グループウェアの上にインフォメーションという制度、仕組みがあるのですけれども、そちらのほうにも掲載させてもらっていますので、職員の皆さんが必要でそれを見ていただく格好になっています。

今回の育児制度改革につきましても総務課のモチベーション係のほうで改めて資料を改正させていただいて、ガイドブックのような形になるかどうか、ちょっとこれから検討ではありますけれども、職員の皆さんのがより

働きやすい環境をつくるための周知はしっかりとしていきたいと思っています。

以上です。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 詳細なことを聞かせていただきました。新しい取組になるということでございますので、また、この役所内での働きやすい環境を整えていただきたいと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 モチベーション係、つくってもらってありがたいんやけれども、これの問題はもう、ずっと続いていると思います。うちの原因は、皆さん分かっておると思いますけれども、人手不足ですよね。これ、本当に令和5年で取得率30%ですよ、鳥羽市は。平均1年で職員取ると11.9日で、それで、令和6年になって1.5ポイント上がっただけ。これはやはり、こういう一部改正をしたところで、職員さんが本当に取れるような状態が鳥羽市にあるのかいうのをしっかりと皆さんが見直してやってもらわな、取りたくても取れない、形だけつくるのでは、僕は駄目やと思っています。そこが一番大事なところを忘れておって、これも大分前からやっておる話で、本来はこの一部改正というのは、本来平成4年ぐらいにしておかなければいけない話です。それが、やはり、今になったと。上から言ってきたからしますと。

その流れの中で、うちのキャバの中で物事を言われておるよう100%取ろうと思ったら、もう、不可能じゃないですか。これをどうしていくのかいうのをしっかりとつくり上げた中で、本来は改正ですよね。民間の去年の、令和5年の民間の取得率は65.3%、これでも低いと言われておるんですよ、民間では。これは経営やで。うちらは運営という流れの中で甘えておると違うかなと。こういう法律を重視すると。やっと宮本君がやり始めたのが、これがどういう結果になるかじやなしに、本来取らさないかんのを取らしていないわけですから、これはもう、鳥羽市としてはずっと続いておる。

この改正があるよと、職員さん、本来やったら年間30日休めますよと本当に言える。これを改正する限りは、おたくらがしっかりと受皿をつくってやらんといかんということよ。これ、ずっと問題やもん。法改正したから、改正したから職員さんが休みを取れるのかと言ったら、今の状態では到底無理。そこをしっかりと市長に言って、改正、改正することは義務になるんやで。その義務をしっかりと果たせる受皿をおたくらがつくらないかん。幹部が。本当に今の状況でできるのかというところ辺を、答えは欲しいとか言うのではなしに、そこまで考えた中で改善するんやで、もっと仕事増える言うことよ。

民間との差は本当に倍、違うんやで。民間65.3%を取っても少ないと言われるんやで。100%取れつて。これがもう、厚生労働省の指導なのさ。うちらは、さっきも言ったけれども、令和5年で30.6%、それで、令和6年で1.5ポイント上がって32%、3人に1人はこの30%取つておるぐらいのものやのに。しっかりとやってやつて。こうやって出す限りは、総務課長。しっかりとあなたが出す限りは、受皿をしっかりとつくらな。絵に描いた餅にならないように。もう、それだけしっかりと言っておく。

以上。

○濱口正久委員長 答弁はございますか。

総務課長。

○勢力総務課長 ありがとうございます。

(何事か発言する者あり) 補足

○勢力総務課長 取得率のところは、有給休暇の取得率でよろしかったですかね。

行動計画でも求めておりまして、取得率、尾崎委員も言っていただきましたけれども、1点数パーポイントの上昇という形で、少しですけれども、上げさせていただきました。ありがとうございます。

あと、今現在妊娠、出産等の申出の職員については、もう、実際動いていますので、令和6年度からでも、6年度、7年度の段階でも取得をされている職員もいます。今回新たに3歳に満たない子のところを入れさせていただいて、拡充という形になりますので、尾崎委員の言われていたように情報提供はもう、総務課のほうから重々して、職員が取りやすいような環境にしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(「そこを言われたらもうちょっと」の声あり)

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 取れ、取れ、言って取って、帰ってきたときの問題やに、鳥羽市は。それをちゃんとメンタルをしっかりとさせないかんわけやで。1週間でも10日でも休んで誰かに何かが負担行けば、戻ってきたときにおりづらいようにならんように、それが本来の形でしょ。その今の体制で本当にそれができるのかというと、僕は疑問に感じます。そこら辺をしっかりとやっていただくように、宮本君、大変やけれども、休みもなくなるか分からんけれども、しっかりと有休を取ってやってください。

以上です。

○濱口正久委員長 五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 すみません、確認なんですけれども、この対象の職員の方に知らせる方法として、そのグループウェアとかに挙げるというので、その個別にあなた対象だからあなたにこれを案内しますというふうに言うわけではないということですか。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 もちろん、申出がありましたら都度都度案内のほうはさせていただきますし、グループウェアのほうでは全職員に案内させていただく形になりますので、まずはそちらを見ていただければなというふうに思っています。

先ほどの五十嵐委員の補足にはなるのですけれども、今回3歳になるまでの職員に対して情報提供の義務づけがされました。今年度だけで見ると、ちょうど9名の職員が見えまして、もちろん、その職員は把握はしておりますので、その職員には直接話をするというのもひとつ考えていきたいなと思っています。

以上です。

○濱口正久委員長 五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 ありがとうございます。個別に連絡すること、すごく大事だと私は個人的に思っているんです。自分の経験になりますけれども、自分の夫は育休を取っていました、本人が取りたかったから取りましたけれども、夫のその最初の育休を取ったときの同僚で、やはり、そのあまり育児に関心のない方がいて、でも、上司の方が取りなさいとか、両親学級に行きなさいとかというふうな声をかけて、すごく意識が変わった

という話を聞いたこともあったので、本当に失礼ではあるのですけれども、やはり、男性はまだちょっと育休の意識として低い人もまだまだおると思うんです。それをやはり、周りの人が取って当然だよというような、特に上司の方とかが言っていたらしくことが、やはり、そういう意識の改善につながっていくかなと思いますので、もちろん、尾崎委員の言ったような周りの環境を整えることも大事ですけれども、その意識のところに訴えていくというところもぜひ、頑張っていただきたいなと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 ありがとうございます。五十嵐委員、それから、尾崎委員にも言っていただきましたけれども、目に見える制度だけではなくて、目に見えないところに市からアプローチしていくというのはすごく大事だなと個人的にも思っていますので、そこはしっかりとやっていきたいと思っています。

○濱口正久委員長 木下委員。

○木下順一委員 私も1点だけ確認させてほしいんやけれども、この第28号のほうで2のところに職員が本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た場合とあるのですけれども、これ、婚姻関係に関係なく、例えば、事実婚であるとか、パートナー婚であるとか、そういうのも含まれるのかどうか。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 すみません、ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

○木下順一委員 分かりました。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

第28号です。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 それでは、次に議案第29号についてご質疑はございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 資料、いただきました資料2の部分になるかと思うんですけども、1日につき2時間の範囲で勤務しないこと、勤務しないことと現行書いていただいているんですけども、ちょっとこここの詳細な説明をお願いします。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 現行の制度なんですけれども、今、正規職員ですと7時間45分の正規の勤務がございます。この7時間45分のうち最大2時間ですね。例えば、始業の1時間、就業の1時間、これで合計2時間を勤務していないという制度がこの制度になります。ただ、現状では最初か最後、始業か終業の直前でしか取れなかったのが、今回改めて制度が変わりまして、例えば、間の時間1時から2時とか、1時から3時とか、そういう取得もできるようになりました。そういう制度になります。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 詳細説明ありがとうございます。

そうしたら、緊急な場合、例えば、子供さんが熱が出た、あるいは、家族の高齢者の方が重篤な状態になっ

たとか、そういうふうな緊急対応というのはどういうふうにされるのでしょうか。この資料の中、法制の中で。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 今回、この制度はもちろんありますけれども、職員年次有給休暇、先ほど尾崎委員も言われましたけれども、もちろんございますので、いろんな制度を組み合わせて使っていただいてもかまいません。そういういろんな使い方もこちらからもしっかり情報提供はしていきたいと思っています。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。また、環境整備、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので……。

南川委員。

○南川則之委員 現行の1日2時間以内ということで、始まりと終わりということで、間も取りやすくなったりということで、現在の現行を利用しておる人が実績としてどのぐらい、令和6年度とか、実績で出ておるところは何人で、どういった取り方をしている人がおられて、先ほどから議論しているようにそれがまた、いろんな2時間を間で取れたりとかできるのかなと思うんですけども、そういったところの説明を少しお願いします。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 現行部分休業です、取っていらっしゃる職員、合計で8名見えます。うち1名が男性という形になっています。理由はいろいろあると思いますが、主には保育所の送り迎えに使われているケースが多いかというふうに分析しています。

以上です。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。そうすると、総務課長の説明でも間でも取りやすくなったり、いろんなパターンですね。配偶者が入院したりとかいろんなところでも使えるということで、この改正後の使い方も総務課長から少し説明があったのですけれども、1のパターンと2のパターンをそれぞれ年間として取れる、それから、両方と併用して取れるということもお聞きしたのですけれども、この併用することというのは、なかなか私が考えても難しいかなと思うんですけども、取り方の選択は広がったほうがいいと思うんですけども、実際どういう、1日のうちのいつでも取れるというところを含めて、どんな取り方が考えられるかということを分かれば教えてください。

○濱口正久委員長 総務課長。

○勢力総務課長 すみません、ちょっと私の説明が悪かったのか、併用というのは1と2のどちらかですので、まずはどちらかという形になります。その後1で最初選択していたものが特別な事情という方、入院をして1か月、今まで女性の方が送り迎えをしておったので、自分は帰りの2時間だけという形、1を選んでいたものが長い期間、3時間以上ちょっと休暇を取りたいということであれば、1号から2号に変更するという形が可能となります。当初2号で予定していたのが、やはり、送り迎え、先ほど補佐が説明したとおり、そちらの

ほうに変更したい、それは、特別な事由、理由がないと駄目ですけれども、それから当初申請した段階から変わつて、それが認められれば2号から1号に変える。2、1、2という形になることも想定はしております。
以上です。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 説明を確認させてもらってよく分かりました。

そういういろいろなパターンに応じて取りやすくなつたということで、理解していいです。ありがとうございます。
以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に議案第30号、鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について担当課の説明を求めます。

税務課長。

○北村税務課長 税務課、北村です。よろしくお願ひします。

それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第30号、鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

提案理由につきましては、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をしたく本提案とするものです。

それでは、新旧対照表の8ページをご覧ください。

改正内容としましては、第1条中第3号です、前後に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品または役務に関する情報の提供に関する事業、その他の総務省令で定める事業を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とするものです。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。議案第30号についてご質疑はございませんか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 すみません、確認だけです。

削除されるこの対象事業って具体的にどんな事業ですか。

○濱口正久委員長 税務課長。

○北村税務課長 コールセンター等になります。

○瀬崎伸一委員 コールセンター。なるほど。ありがとうございます。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、続いて議案第31号、鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第32号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について担当課の説明を求め

ます。

健康福祉課長。

○奥村健康福祉課長 健康福祉課、奥村です。よろしくお願ひいたします。

議案書は9ページ、新旧対照表も9ページをお願いいたします。

議案第31号、鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、提案理由のところでございますが、岩倉老人憩の家を廃止したく、本提案とするものでございます。

岩倉老人クラブの現況ですが、会員が年々減少し活動を休止に至りまして、この8月に解散となりましたことから、憩の家を廃止させていただきたいと思います。

なお、この後は施設を加茂小学校区の放課後児童クラブとして活用していくため、今回補正予算として提出しております改修工事を実施していく流れでございます。

続きまして、議案書11ページ、新旧対照表は10ページをお願いいたします。

議案第32号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給について調査審議する合議制の審議会を設置するため、所要の改正をするものでございます。

最初は新旧対照表10ページのほうでご説明させていただきます。

災害が長期化等した際に、避難所や被災者住宅でお亡くなりになる方、また、病気になったり障害になったりされる方がいらっしゃいます。災害弔慰金の支給に際しましては、その死因等が災害に起因するものか否かを決定する必要がございますので、改正案新のほうに新たに第5章を加えまして、第16条としまして鳥羽市災害弔慰金等支給審査委員会の設置を、続いて、第17条で委員会の組織としまして死因等の医学的見地や裁判例の参照等が必要となりますことから、医師や弁護士等学識経験者など委員5人以内の組織とすることなどを追加しております。

続いて、議案書は13ページをお願いいたします。

こちらのほうでご説明いたしますと、こちら、附則になるのですが、この改正によりまして影響を受ける別の条例の一部改正をこの附則のほうで行っております。

第2項となりますが、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、今回新たに規定いたしました本委員の報酬を加えております。

医師、弁護士、その他法律に関して学識経験を有する者の日額を2万400円、その他市長が認める者は1万8,400円としております。この額は、医師や弁護士が委員を務めております鳥羽市政広域連合の介護認定審査会委員と委員構成も役割も近いため、そちらの日額を準用いたしました。こちらも会議1回分の経費を補正予算に含めさせていただきました。

説明は以上でございます。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第31号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 よろしいでしょうか。

五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 この岩倉老人憩の家はもう、使うことがないのでなくなるということで、もし、この先岩倉でまた、老人会を始めますと言って、この憩の家が必要になりましたとなった場合はどのような手続でまた、こここのリストに入れてもらうことができるのでしょうか。

○濱口正久委員長 健康福祉課長。

○奥村健康福祉課長 一度なくなりますので、あまり、再度ということは考えにくいのですが、やはり、町内会の使っている集会所とか公民館とか、そういったところでまずは協議していただくと思います。
以上です。

○濱口正久委員長 五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 ありがとうございます。そうしたら、では、特に決まった流れというのではなくて、その都度相談してこの後の流れを決めていくというふうな理解でよろしいでしょうか。

○濱口正久委員長 健康福祉課長。

○奥村健康福祉課長 実際そうなりましたら、ご相談させていただきながらになると思います。
以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に議案第32号についてご質疑はございませんか。
木下委員。

○木下順一委員 弁護金のことについて、昨年の9月に一般質問で私のほうからこの合議制の審議会、設置すべきではないかという問い合わせに執行部のほうで応えていただいたものと思っておりますが、この中のこの委員会の組織、市長が委嘱すると、こうなっておりますが、この委嘱自体はもう、災害に備えて委嘱していく、なんと言うんですか、スケジュールみたいなものがあつたりするのか、もう既に委嘱をされておるのか、補正で何か11万円ほど上がった、そういう、それとも関係があるのか、そこをちょっとお願ひします。

○濱口正久委員長 健康福祉課長。

○奥村健康福祉課長 少しここ、まだ、迷っております、この災害弁護金の支給審査委員会が動くというのは本当に大規模災害のときになってくると思いまして、その時にその、今予定しているというか、医師は志摩医師会にご相談に行って、弁護士は顧問弁護士のほうに相談に行ってと思っているのですけれども、その方が実際にその時に動けるかどうかもあると思いますので、委嘱を早々にやっていくかどうかはちょっとまだ、考えているところです。

○濱口正久委員長 木下委員。

○木下順一委員 ただ、災害はいつ起こるか分からないので、その辺りは医師会、弁護士等々よく相談していたので、その方々が仮に災害に遭う可能性もあつたりするので、ただ、これはちゃんと条例として決めておかなければんことやと思うので、ぜひ、その辺りと協議をしていただきたいと思います。

もう1点、この規則で定めると、委員会の組織及び運営に関する必要な事項は規則で定める、この規則いうのはもう、できておるのでしょうか。

○濱口正久委員長 健康福祉課長。

○奥村健康福祉課長 規則はこちらの条例に基づく規則がございまして、同様に今回の審査委員会の運営方法について追記を予定しております。

○濱口正久委員長 木下委員。

○木下順一委員 ありがとうございます。条例整備は整備でやっていただいて、我々が思っているのは、こういう大災害があったときに、災害関連死を少なくする、一人も出さないというのが一つの想いであるので、健康福祉としても避難所へ行った場合に長期的なケアが必要であったり、課が違うけれども避難所の環境改善、こういうのも必要かと思うので、課をまたいだ中でその辺も連携協議していただきたいと思っています。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

世古雅人委員。

○世古雅人委員 今の木下委員の質問の中で、この組織をつくっていくというところで、おおむねこの方がおるという想定的なところはあるというような答弁でよかったです。

それで、まだ、確定的なとか、組織をきちっと今年度中につくっていくというような考えが、で動くのかどうかというのをもう一度ちょっと聞きたいんですけども。

○濱口正久委員長 健康福祉課長。

○奥村健康福祉課長 今回この議案のほうが承認いただけましたら、さっそく志摩医師会さんのほうへ報告を行って、私どももちょっとこれ、どういうふうにしていくのがいいのか考えていかないといけないのですが、外科の話、内科の話、あと、心の話といろいろなパターンがあると思いますので、ドクターを何名出せですかとかいう話と、あと、その弁護士さんをそれによって人数を1にするのか2にするのか、あと、災害派遣とかに行っているそういう団体、社協さんとかそういうところにも入ってもらうほうがいいのかが、そのままでドクターの人数からして決まってくると思っております。そういう話を進めていきながら、委嘱までもう、させてもらうかどうか、一緒に行動します志摩市のほうとも調整しながら進めていきたいと思います。

○濱口正久委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 ありがとうございます。先ほどの木下委員とのやり取りの中で聞いていると、こういった審査委員会というものが必要じゃないかということでそれを動いた、動いたというか、そういうことを感じてもう、必要だという判断、感じたのではなしに判断でさっそく条例制定に動いたというようなことでよろしいですかね。

そうした中で、他市の状況というか、おおむねこういった委員会があるのかどうかという状況的な、一般的なのはどうなんですかね。その辺をちょっと聞かせてください。

○濱口正久委員長 健康福祉課長。

○奥村健康福祉課長 そうですね、県内ほかの市の審査会の設置状況なんですが、他市のほうはほとんどもう、設置がされているような状況です。

○濱口正久委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 そういったところの参考にもなるのかなと思いますので、なるべく、なるべくというか、こういうふうに動いた限りは、条例を制定した限りは組織的にやはり、動けるような状態にして、予算もだから、

つくるか分からぬでという形状ではなしに、そういったところでまた、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、これでいいです。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 先ほど世古委員の関連で、この第17条の2のところ（3）でその他市長が必要と認める者ということで書かれています。説明もドクターとか顧問弁護士以外の話も先ほど災害派遣の話等いろいろあったのですけれども、その他市長が必要と認める者というはどういう人を想定しているのか、少し説明をお願いします。

○濱口正久委員長 健康福祉課長。

○奥村健康福祉課長 社会福祉関係者をイメージしています。

以上です。

○南川則之委員 ありがとうございます。

○濱口正久委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に議案第33号、鳥羽市給水条例の一部改正について、議案第34号、鳥羽市公共下水道条例の一部改正について担当課の説明を求めます。

水道課長。

○寺本水道課長 水道課長の寺本です。よろしくお願ひいたします。

議案第33号、鳥羽市給水条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書は14から15ページ、新旧対照表は13ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、災害時におきまして他の市町村長または他の市町村長が指定した工事事業者による工事実施を可能にするため、所要の改正をしたく本提案とするものです。

令和6年能登半島地震では、水道事業管理者が管理する配水管が復旧した後も、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。このことは宅内配管を担う地元の業者自身が被災したことに加え、工事事業が集中したことなどにより被災地における宅内配管事業者の確保が困難な状況になったことが主な要因とされています。このため、災害時などにおいて本市が指定した地元を始めとする給水装置等工事事業者の確保が困難な場合でも、他市町村などの水道事業管理者が指定した工事事業者による給水装置工事の実施を可能とすることで、被災地における給水装置工事事業者を確保し、宅内配管の早期復旧と給水装置工事の適正な実施を図るため、所要の改正を行うものです。

なお、執行期日は公布の日からの施行としております。

続きまして、議案第34号、鳥羽市公共下水道条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書は16から17ページ、新旧対照表は14ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、災害時において他の市町村長が指定した工事事業者による工事実施を可能にす

るため、所要の改正をしたく本提案とするものでございます。

先ほどの議案第33号、鳥羽市給水条例の一部改正と同様に災害時において市が指定した地元を始めとする下水道排水設備工事事業者の確保が困難な場合でも、他の市町村長等が指定した工事事業者による下水道排水設備工事の実施を可能とすることで、被災時における下水道排水設備工事事業者を確保し、宅内排水設備等の早期復旧と下水道排水設備工事の適正な実施を図るため、所要の改正を行います。

なお、執行期日は公布の日からの施行としております。

以上、説明とさせていただきます。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第33号についてご質疑はございませんか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 第33号だけということですが、第34号にも多分関わるのだと思うんです。

災害時に鳥羽市が指定する業者以外の方も水道なり並びに下水道、触りに行くことができるようになる、すごくいいことやと思うんですけども、なかなかその災害って大きいのか小さいのかいろいろ想定がある中で、ある程度大きいのが来た時には、近隣の方々も同じ程度に被災してしまうというジレンマが出てくるのかなというところで、恐らくこの今のこの条例の制定の仕方であれば、日本全国どこの事業者でも応援に駆けつけていただけるという制度やと思うので、すごくいいことやとは思うんですけども、現実問題としてなかなかその東京の人々に来てと言っても来らへんかなというところもある中で、この条例を実効的にうまく、この規定を実効性を高めるためには、ある程度協定みたいなことを考えられているのか、うまく動かすためにはどの範囲で物事を考えたらいいとかというような想定であるとか、何か今、考えられていることはありますか。

○濱口正久委員長 河原課長補佐。

○河原課長補佐 水道課課長補佐の河原です。よろしくお願いします。

想定というところとは少しずれるかも分からぬんですけども、実際能登半島地震の際には水道事業体に対して復旧の応援と、私ども給水応援は行っていましたけれども、別に復旧の応援という形の要請もありました。復旧の応援には、実際に工事を行う工事事業者も一緒に来てくださいというような形の要請でしたので、実際の運用としてはそういった連れてきていただいた工事事業者の方に宅内の配管工事も併せてしていただくというような流れになるのかなというふうには想定しております。

以上です。

○濱口正久委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 ありがとうございます。私が今、思ったのは鳥羽市は鳥羽市単独でいろいろ事業者を探しに行かないかんかんという気持ちもあったので、そのためにはある程度ピンポイント、ピンポイントの作業をというのも必要かなと思ったのですけれども、そういうことではなくて、行政間でやり取りをするような、災害協定のようなもののもう、一環として、動かすためにも必要や。あ、なるほどと思いましたもので、分かりました。ありがとうございます。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 言われたことやけども、鳥羽市として今、そういう協定を結んでおるところはどこがあるんですか。姉妹協定があるように。大町市とか。

○濱口正久委員長 河原課長補佐。

○河原課長補佐 応急給水につきましては、日本全国いろいろなところと協定を結ばせていただくことで、同時に発災した際に鳥羽市のほうに助けていただけるような、そういう形を取っておりまして、今ちょっと尾崎委員言われたように防災協定を結んでいる大町市であったりとか、美濃市であったりとか、あと、友好都市の三田市であったりとか、そういったところとも提携をしております。

以上です。

○尾崎 幹委員 ありがとうございます。

○濱口正久委員長 後でまた資料を。ほかにございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 課長の説明で令和6年度能登半島地震があつてからということで、これがあつてから多分国とか県からの通達も多分来た中で、各市町こういった形で動きなさいということで動いておると思うんですけども、現状として県内です、今こういった条例改正をやっておるところはあるのか、随時やってきておるのも分かりませんけれども、把握していればちょっと説明をお願いします。

○濱口正久委員長 吉崎係長。

○吉崎係長 水道課管理係、吉崎です。よろしくお願いします。

他市町の条例改正の状況なんすけれども、この9月でなんすけれども、8市なんすけれども、市の中でなんすけれども、8市改正予定となつております。

以上です。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。こういったことを受けて各県内もやっておるということで、それともう1点お聞きしたいのは、課長の説明で二次側のそういう復旧が遅れたということで、どこからでも業者が来ていただいて施工してくれるということなんすけれども、一次側は市の管理なんすけれども、二次側という個人の管理になると思うんすけれども、そうすると、どこから来てもらって業者に直してもらうというのも一番必要な、復旧には必要やと思うんすけれども、あと、その工事の修繕代とかいうのが統一しているのかなというところもありますけれども、多分まちまちというか、なる可能性もありますけれども、統一的な単価とか、そんなのができれば一番、個人さんも一番やりやすいかなと思いますけれども、その辺の考え方はどういう考え方をしているかどうか、ちょっと説明をお願いします。

○濱口正久委員長 水道課長。

○寺本水道課長 今のところ統一した単価であつたりとか、そういったものがあるのかというとないというのが正直なところです。物価の高騰等ありますて、日々、日々というか、月日とともに価格も変わってくるものと思いますので、どのあたりが適正な価格なのかというところはどうすればそういう適正な価格を適用できるのかというところについては、今後の課題とさせていただいて、少し検討をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。個人個人の修繕に関わるということで、また、そういった大規模災害があったときに市も寄り添いながら相談に乗ってあげて、それが適正かとか、すごいかけ離れておるとかといふのは分かると思いますので、市民に寄り添った対応もしてあげていただきたいなと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に議案第34号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 以上で、付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第28号、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第28号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第29号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第29号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第30号、鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第30号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第31号、鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第31号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第32号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛

成の方は起立を願います。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第32号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第33号、鳥羽市給水条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第33号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第34号、鳥羽市公共下水道条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第34号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第2号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願書について、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第2号につきましては、採択することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

それでは、この後、行政常任委員会において協議したい事項がございますので、説明員退席のため、暫時休憩いたします。

(午前11時50分 休憩)

(午前11時52分 再開)

○濱口正久委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

請願第2号の意見書案について、先ほど採択いただきました請願第2号について、9月24日本会議において採択された場合の意見書案を事前にドライブで共有させていただいておりますが、こちらについてただいまより協議を行いたいと思います。

まずは、意見書案について事務局より説明いたさせます。

事務局。

○岡村議事総務係書記 議会事務局、岡村です。よろしくお願ひいたします。

それでは、私より請願第2号の意見書案についてご説明させていただきます。

ドライブで共有させていただいております請願第2号資料フォルダ内の2、請願第2号意見書案をご覧ください。

すみません、こちらの意見書案なんですけれども、請願の内容とほぼ同様となっておりますので、朗読のほうは省略させていただきます。

違いといったしましては、請願のほうでは請願の理由として1、2、3、4と章立てのようになっているのですけれども、この各章立ての最後に以上のような理由からという文言があるような形になっているのですけれども、意見書ではこの部分が章立ての4に当たる箇所に統いて、よって本市議会はと最後にまとめられているような構成になっております。

9月24日の本会議で請願第2号が採択された場合、意見書を発議する流れとなります。この内容で問題がないかなど、委員の皆様よりご意見をいただければと思います。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上となります。

○濱口正久委員長 事務局の説明は終わりました。委員の皆様より何かご意見等があればお伺いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 すみません、ちょっと疑問なんですけれども、この意見書というのは国に対して出すもので、県には別に何も要望するものではないということですね。

○濱口正久委員長 事務局。

○岡村議事総務係書記 この請願者の方から依頼されているのは国宛への意見書の提出となっております。県宛の意見書というのは今のところ考えておりません。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 さっき言ったように一番最後ね、よって本市議会はという後に括弧して、消滅可能性都市とか、そういうちょっと強い何か文言入れることはできひんのか。このままやと、毎回出しておる、やはり、なんと言うんですか、どんどん悪くなっているわけやで、鳥羽市の教育の実態自体が。それをもうちょっと何か伝わるような何か文言はないですかね。大体このパターンでずっと出ておるんです。もう、ずっと。もう、格差が、やはり、広がっておるのはもう、確かにやるもので、その中で先生らのその、なんと言うの、労働の環境とか、社会情勢が変わると同時に変わっていっておる部分があるんです。それでは、本市としてはやはり、もうちょっと強い、なんと言う、言葉って何かないかな、議長。本市議会でもっと強い、鳥羽市はもっと頑張つておるのに国があかんのやみたいな。

○濱口正久委員長 議長。

○河村 孝議長 すぐには多分、その辺の文言というのは、上手な文言というのは出てこうへんと思うので、一旦これを今日、参考にしていただいて、いつ事務局、これ、意見書案締切りなのがな。

○濱口正久委員長 事務局。

○岡村議事総務係書記 9月24日の本会議で意見書の発議を行うことになりますので、19日には意見書を…
…。

○河村 孝議長 それまでに正副委員長にお預けして、尾崎委員指摘したようにここをこういうふうにしてほしいと、うちが出する意見書ですから、請願を採択するまでは向こうから出た内容を審査する。それを受け、国へ送る意見書というのは、市議会としての意見書を送るので、尾崎議員がおっしゃる意味合いもよく分かるのですけれども、向こうとの、請願者の方との意思統一も図らなければならないので、ここはもう、正副委員長に一任して、もし、どうしてもということであれば、また後ほどその辺を伝えていただいたらどうなのかなと思うんですけども。

○尾崎 幹委員 了解です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

それでは、もし、ご意見等々ございましたら、私たちのほうに、私の方に、正副委員長のほうに言っていただきたい、この文言はぜひとも付け加えていただきたいということがあれば、こっちのほうで協議をさせていただきたいと思います。

議長。

○河村 孝議長 委員長、すみません。

その文言に関して、多分決を採らないかんと思うので、最終的に正副委員長に一任の決を取っておいたほうが委員会としていいと思います。

○濱口正久委員長 それでは、意見書案について私、正副委員長のほうにご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○濱口正久委員長 それでは、そのように取り扱いさせていただきたいと思います。

では、意見書案については以上のように取り扱うことといたします。よろしいですかね。

それでは、続いて所管事務調査のテーマについてですけれども、去る8月27日に開催いたしました行政常任委員会におきまして、今年度実施いたします所管事務調査の班分けを行いました。その後、各班において調査テーマについて協議をお願いしておりますので、これより決定した調査テーマを各班からご報告いただきたいと思います。

それでは、1班。

倉田委員。

○倉田正義委員 お願いします。前回の行政常任委員会におきまして、まず、各委員会、委員の皆様から出された提案テーマ、これに基づきましてテーマのほうを設定させていただきました。

皆さん、ご存じのとおり各委員から出されたテーマについては、配付の資料上の段に記載させてもらったところ、要約としてまとめてありますので、再度、確認だけよろしくお願ひいたします。

テーマにつきましては、新しい自治会の在り方と可能性についてというような概要で進めていきたいと思います。若干これについて……。

○濱口正久委員長 ちょっとお待ちいただけますか。

倉田委員、どうぞ。

○倉田正義委員 続けます。

テーマについて、概要について説明をさせていただきたいと思います。

資料のほうで進めます。主なテーマの趣旨としましては、過疎化が加速する地域、自治会組織の役員、こういったものの成り手が不足していると。人口減少に伴い、活動自体も縮小されている状況があります。組織の確立、運営、活動ができない現状において、今後も人口減少、過疎化が進む。これは鳥羽市全域における大きな課題であるかなというふうに捉えております。

今後より良い市民生活の維持、発展、そのためには、市民の最も近い組織、これが自治会というところで、自治会または町内会のこれから在り方が問われるところになろうかという話になりました。そのために、これから的人口減少、過疎化等の状況、実態に対応した新しい自治会の組織、仕組み、この在り方を調査研究し、今後の可能性、鳥羽市における可能性を見つけていきたい。そのようなテーマとなります。そのことで、例えば、委員のほうからも幾つか説明がありましたが、長岡地区、堅子、千賀といったところはもう、10件程度の各町内会の状況やと思います。なかなか組織も確立できない厳しい状況が続いている中で、これをもう少し広域的に大きな組織団体をつくることで、自治会組織自体がさらに強化をされて、実質的な能力を持った組織として機能するのではないかというふうな考えです。そういったことが各委員から出されましたテーマにも影響が帶びてくるというところの可能性を挙げさせてもらいました。

そういうことで、調査内容、先行、先進事例等そういうものも含めながら、各町内会の状況について調査していきたいという考えです。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

それでは、2班のほう、お願いします。

山本委員。

○山本欽久委員 2班のほう、班長をさせていただくことになりました山本でございます。よろしくお願いします。

2班のほうは、ちょっと資料とかを用意していないのですけれども、口頭のほうで発表させていただきます。委員さん方からいろいろテーマ、出ましたけれども、最終的には大きなテーマとして市民目線から見た行政の在り方ということで、大きなテーマとして挙げさせていただいております。

本当に鳥羽市役所としていろんな事業が、本当に鳥羽市民目線で行われているのかどうかというところを改めて各課への聞き込みであったりをしていきたいと思っております。その上で、大きく三つ、公共施設の今後の利活用であったり課題というところ、ゆめぱーるやったりの問題も含めてやっていきたいというところ、それから、高齢者それと中高、中学校、高校生、それから、子供の居場所づくり、しっかりとこれもできているのかどうかです。それからもう一つ、再生エネルギーの問題のところです。例えば、美台さんのパネル、ソーラーパネルのところであるとかを重点的に調査をしていきたいというふうに思っております。各市内の公共施設であったり、そういうところも視察の内容に入っております。というところで、2班のでよろしいでしょうかね。大丈夫ですかね。何か補足があれば。大丈夫でしょうか。

ということで、2班は以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

では、委員の皆様におかれましては先ほど決定したテーマについて各班で計画的に調査していただき、勉強

会への執行部の出席依頼や視察申込みの際には議会事務局まで隨時ご相談いただきますようお願ひいたします。

以上で、本日の委員会を終わりたいと思いますが、委員会、当委員会における委員長報告におきまして、つきましては、ご一任を願います。

これをもちまして、行政常任委員会を散会いたします。

(午後 0時06分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和7年9月8日

行政常任委員長 濱 口 正 久